

# 一部負担金の割合の判定の流れ

スタート

本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の住民税課税所得がいずれも145万円未満である。

はい

**1割負担**

いいえ

同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者は本人のみである。

はい

本人の前年の収入が、383万円未満である。

はい

**B** 基準収入額適用申請が認められると  
**1割負担**

いいえ

後期高齢者医療制度の被保険者と同一世帯の中に70歳から74歳までの国保や会社の健康保険などの加入者がいる場合で、本人の前年の収入とその方の前年の収入合計額が、520万円未満である。

はい

**C** 基準収入額適用申請が認められると  
**1割負担**

いいえ

**3割負担**

(現役並み所得者)

**A B C** に該当する方は、お住まいの区市町村の担当窓口にて基準収入額適用申請をしてください。



本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の前年の収入合計額が、520万円未満である。

はい

**A** 基準収入額適用申請が認められると  
**1割負担**

いいえ